

# 【群馬県労働委員会が策定する審査計画書の例】

令和 年5月12日

## 審 査 計 画 書

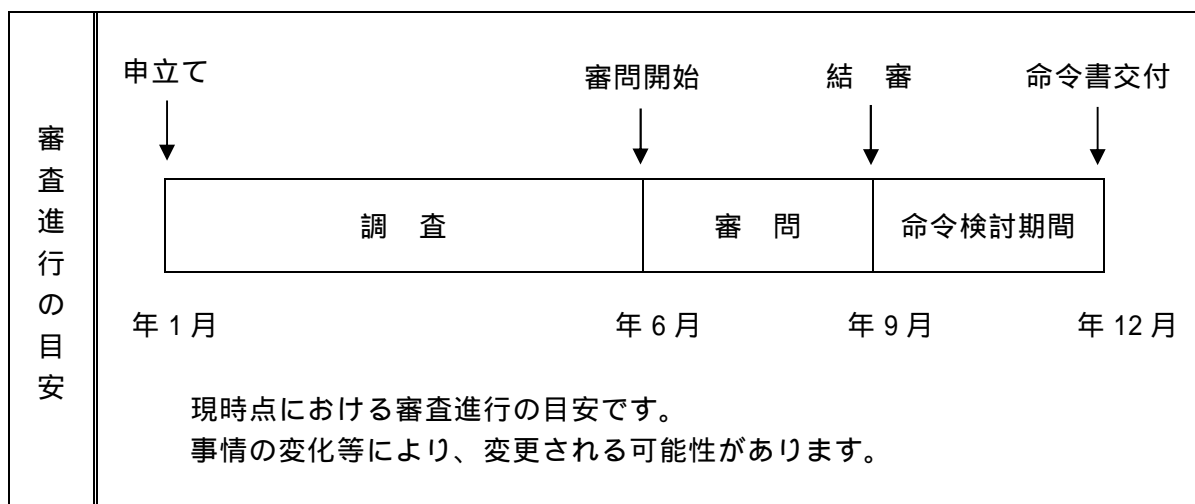
事件番号 群労委令和 年(不)第 号

事 件 名 株式会社 不当労働行為救済申立事件

主 な 争 点	1 被申立人が、令和 年11月7日付けで申立人組合員 を解雇したことは、労働組合法第7条第1号の不利益取扱いに該当するか。 2 申立人の令和 年11月20日付け及び同年12月14日付けの団体交渉申入れに対し、被申立人が拒否したとされることは、労働組合法第7条第2号の団体交渉拒否に該当するか。
------------------	---

	申 立 人 ( 甲 )	被 申 立 人 ( 乙 )
書 証	既提出書類：甲第1号証～甲第20号証	既提出書類：乙第1号証～乙第15号証
人 証	(主尋問30分) (主尋問20分)	(主尋問30分) (主尋問20分)

	回	期 日	証 人	
	審 問 予 定	1	年6月11日	申立人申請
反 対 尋 問 30分				
申立人申請				主 尋 問 20分
				反 対 尋 問 20分
2	年8月1日	被申立人申請	主 尋 問 30分	
			反 対 尋 問 30分	
		被申立人申請	主 尋 問 20分	
			反 対 尋 問 20分	



この審査計画は、現時点におけるものです。主張・立証の進行等諸般の事情により、変更する必要が生じた場合においては、当事者双方の御意見をお聞きした上で変更することがあります。

書証・証人を追加しようとする場合には、既提出分に倣いその立証趣旨を明らかにしてください。本件の審査に必要ないと判断する場合には、書証の追加提出を制限し、証人を採用しない場合があります。

審査進行中であっても、当事者間における自主的な和解に向けての努力を怠らないようお願いします。

また、命令を発出するまでの間には、当委員会として和解をお勧めすることがあります。

#### 群馬県労働委員会

審査委員長      ( 公益委員 )

審 査 委 員      ( 公益委員 )

参 与 委 員      ( 労働者委員 )

参 与 委 員      ( 労働者委員 )

参 与 委 員      ( 使用者委員 )

参 与 委 員      ( 使用者委員 )